

自動車運送事業の免許申請事案に対する意見書提出の事務処理について

平成9年9月24日

山口交規第668号

1 意見書提出の根拠

(1) 一般乗合旅客運送事業に係る意見の提出

一般乗合旅客運送事業（自家用自動車有償運送事業を含む。以下「路線バス」という。）の運行に伴う交通の安全と円滑に関する意見書の提出については、「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」（昭和40年4月20日付け警察庁次長と運輸省事務次官との覚書）（別添1）、「覚書」（平成14年1月29日付け警察庁交通局交通規制課長と国土交通省自動車交通局旅客課長との覚書）（別添1の2）、「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取に関する覚書に基づく協定」（昭和40年5月31日付け山口県公安委員会と広島陸運局長との協定）（別添2）及び「覚書」（平成9年5月23日付け警察庁と運輸省との覚書）（別添3）による。

(2) 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）に係る意見の提出

一般貨物自動車運送事業のうち、特別積合せ貨物運送（営業所その他の事業所において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。）に伴う交通の安全と円滑上の意見書の提出については、「特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」（平成元年3月27日付け警察庁交通局長と運輸省貨物流通局長との覚書）（別添4）による。

2 対象事業

(1) 公安委員会の意見書提出

山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、次の事業計画について、交通の安全と円滑に関する意見書を提出するものとする。

ア 路線バスの路線の新設及び変更に係るもの

イ 特別積合せ貨物運送の路線の新設、変更及び営業所の新設等に係るもの

(2) 警察署長等の意見書提出

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、路線バスの既設路線における停留所の新設、廃止及び位置の変更に係る事業計画について、交通の安全と円滑に関する意見書を提出するものとする。

する。

3 事務処理手続

(1) 公安委員会の意見書提出の手続

ア 警察本部長は、運輸支局長又は自動車交通局長から公安委員会に係る意見の照会を受理したときは、当該照会に係る路線又は施設の所在地を管轄する警察署長等に対して調査を指示するものとする。

イ 調査を指示された警察署長等は、1週間以内(自家用自動車有償運送事業は3日以内)に調査し、路線を定める自動車運送事業の免許申請に対する交通安全上の意見書(別記第1号様式)により警察本部長に報告するものとする。

(2) 警察署長等の意見書提出の手続

警察署長等は、事業者から既設路線における停留所の新設、廃止又は位置の変更に伴う意見の照会を受理したときは、1週間以内に調査し、路線を定める自動車運送事業の届出に対する交通安全上の意見書(回答)(別記第2号様式)により事業者に回答するものとする。ただし、自家用自動車有償運送事業については、書面による回答は省略するものとする。

4 調査事項

警察署長等は、次の事項について調査するものとする。

ア 道路実態、交通量及び交通事故の発生状況

(ア) 道路の種別(国道、県道、市町道等)

(イ) 道路幅員、特に最狭幅員

(ウ) 24時間交通量

(エ) 交通事故の発生状況(過去1年間)

イ 交通規制の状況

公安委員会が行っている禁止制限及び指定について記入するほか、道路管理者が行っている6か月以上のものも記入すること。

ウ 危険箇所の有無

路線バス及び貨物自動車の運行上危険であると思われる場所及びその理由を記載すること。

エ 停留所、待避所及び引返し場所の適否

停留所の位置については、「停留所の設置及び停留所標識設置許可基準」(別添5)により適否を検討して判断すること。

待避所については、大型車のすれ違いが困難な狭い道路幅員において、概ね300メートル以内の距離に設置されているかどうかにより適否を検討して判断すること。

引返し地点については、車両が方向変換することによる交通の安全と円滑上の支障の有無により適否を検討して判断すること。

オ 営(事)業所、自動車車庫、荷扱所の適否

営業所への出入時の安全対策が講じられているか、貨物自動車の保管が適切に行われるかなどにより適否を検討して判断すること。

カ 総合意見

アからオまでの調査結果を総合して、警察署長等の交通の安全と円滑に関する意見を記入すること。この場合において、特に付すべき条件等があるときは、その旨を記入すること。

5 留意事項

- (1) 調査に当たっては、事業計画の内容、道路、交通の状況を勘案し、現場実査を行うなどして、事業開始に伴う状況の変化を合理的に判断すること。
- (2) 停留所に設置される停留所標識は、道路使用許可の対象となるため、設置に伴う安全対策について指導の徹底を図ること。
- (3) 意見照会の調査に当たっては、道路管理者と連携を図ること。
- (4) 現場実査、事前指導等において取扱い上疑義がある場合は、交通規制課と意見調整を行うこと。